

頑張る県民活動団体応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、頑張る県民活動団体応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「県民活動団体」とは、山口県県民活動促進条例第2条第2項に規定する県民活動団体という。

(目的)

第3条 この補助金は、新しい生活様式に対応した社会貢献活動等に、積極的に取り組む県民活動団体に対し、活動に係る経費を助成することでモデルとなる事業を構築し、県民活動団体の活動基盤強化と新たな生活様式に対応した県民活動の促進を図ることを目的とする。

(1) 「新しい生活様式」に対応した取組

3つの密対策の徹底、WEB会議やリモート支援など新型コロナウイルス感染症の感染リスクに配慮した新たな取組

(2) 「新たな困りごと（地域課題）」に対応した取組

新型コロナウイルス感染症に伴い発生した地域課題の解決に向けた新たな取組

(補助金の交付対象者)

第4条 交付対象者は、申請日において次の各号に掲げる県民活動団体であって別表1のいずれにも該当する者とする。

(1) 県内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人

(2) 市町から推薦のあった市民活動団体及びボランティアグループ等（原則、各市町2団体程度）

(補助事業期間)

第5条 補助事業期間は、令和2年6月19日から令和3年1月31日までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条の目的に基づき実施する事業について、補助事業期間中に支出した補助事業に要する経費（消費税及び地方消費税は除く。）であって、別表2に掲げるものとする。

(補助率等)

第7条 補助率、補助金の額は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

ただし、第4条(2)に該当する者に限り、市町推薦書（別記第2号様式）を添えて、知事に提出しなければならない。

2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別に定める日とする。

(事業の変更等に係る承認)

第9条 規則第8条第1項の申請書は、別記第3号様式によらなければならない。

2 規則第8条第1項ただし書の知事が定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする

- (1) 補助金の増額を伴わない事業費の変更
- (2) 知事の承認を得ている経費の額の変更

(実績報告)

第10条 規則第11条の実績報告書は、別記第4号様式によらなければならない。

2 第1項の実績報告書は、事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定通知を受けた年度の2月28日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 規則第12条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金支払請求書（別記第5号様式）を知事に提出するものとする。

(報告及び検査)

第12条 知事は必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、もしくは事業の遂行について必要な指示をし、又は関係職員をして帳簿その他の見解書類を検査させ若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の交付の決定の取り消し等)

第13条 知事は、補助事業者が規則第14条各号及び次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、規則第18条の規定に基づき、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分について承認を得ようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（別記第6号様式）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月9日から施行し、令和2年6月19日から適用する。

別表1 (第4条関係)

条 件	
補助金の交付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付を受けようとする経費に対して、山口県からの類似の補助金等の交付又は経費の負担を受けていない者 ・所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。 ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 ・法人等の代表者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。 ・暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。

別表2 (第6条、第7条関係)

区 分	補助率	補助上限	補助対象経費
「新しい生活様式」に対応した取組 新型コロナウイルス感染症の感染リスクに配慮した新たな取組 ○3つの密対策の徹底 ○WEB会議やリモート支援 等	10/10	20万円	人件費、使用料及び賃借料、委託費、謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷費・広告宣伝費、通信運搬費、その他知事がこれに準ずるものとして特に必要と認める経費
「新たな困りごと」に対応した取組 新型コロナウイルス感染症に伴い発生した地域課題の解決に向けた新たな取組 ○子ども及び若者、外国人等の支援に係る活動 ○日常生活や社会生活を営む上で困難を有する者への支援に係る活動 等	10/10	20万円	人件費、使用料及び賃借料、委託費、謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷費・広告宣伝費、通信運搬費、その他知事がこれに準ずるものとして特に必要と認める経費